

あすなろ南矢野目クリニック医療安全管理対策指針

当院における医療安全管理対策を進めるため、本指針を定める。

第1条 医療安全管理対策に関する基本的な考え方

- (1) 医療提供にあたり、事故の発生を未然に防ぐことが原則であり、事故が発生した場合は、救命救急を最優先するとともに、再発防止に向けた対策をとる必要がある。本指針は、医療事故を未然に防ぎ、質の高い医療を提供することを目的に策定する。
- (2) 事故防止のための基本的な考え方
 - ① 患者との信頼関係を強化し、患者と医療職員との対等な関係を基盤とする「患者中心の医療」「患者の安全を最優先に考える医療」の実現を図る。
 - ② ヒューマンエラーが起こりうることを前提として、エラーを誘発しない環境、起こったエラーが事故に発展しないシステムを組織全体で整備する。
 - ③ 職員の自主的な業務改善や能力向上活動を強化する。

第2条 医療安全管理体制

- (1) 院長は、次の内容の推進を行う。
 - ① 医療安全管理対策に関する基準の見直し
 - ② 医療事故、インシデント等に関する資料の収集と職員への周知
 - ③ 職員研修の企画
 - ④ 医療事故発生時の対応管理及び再発防止のための対策の立案・推進
- (2) 院長は、医療事故発生時は、事実関係の把握のため、関係者に報告又は資料の提出を求める。
- (3) 院長は、職員に対しインシデントの報告を求める。

第3条 職員研修

- (1) 職員研修は安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 研修は必要に応じて随時開催する。

第4条 医療事故発生時の対応及び事故報告及び再発防止対策

- (1) 医療事故が発生した際には、救急処置を行う。
- (2) 医療事故の報告は、
 - ① 医療事故が発生した場合は、関係者は直ちに院長に届け出る。院長は、医療事故が発生したことを承知した場合、直ちに関係者に医療事故の報告又は資料の提出を求める。
 - ② 報告は、「医療事故報告書」により行う。ただし、緊急を要する場合は、直ちに口頭で報告し、事後速やかに「医療事故報告書」を作成する。
 - ③ 医療事故報告書については、同報告書の記載日の翌日から記載して5年間保管する。

(3) 患者・家族への対応

- ① 患者に対しては誠心誠意治療に専念するとともに、患者及び家族に対しては、誠意をもって事故の説明を行う。
- ② 院長は、患者の状況、処置の方法、患者及び患者への説明内容を、診療録等に詳細に記載する。

(4) 医療事故再発防止のための取り組み

- ① 院長は、医療事故報告書等に基づき、事故の原因分析を行い、再発防止ための手立てを検討する。
- ② 事故防止対策については、院長から早急に職員に徹底を図る。

第5条 インシデントの把握と対応

- (1) インシデントを経験した職員は、遅滞なく報告する。
- (2) インシデントを報告したことで、当該職員に対し不利益な処分は行わない。
- (3) 院長は、インシデント事例をなくすための対策について、必要に応じ職員に周知する。

第6条 医療職員と患者との情報共有に関する基本方針

- (1) 当該指針は受付に保管し、患者が閲覧できるようにする。指針に対する問い合わせには、院長が対応する。
- (2) 病状や治療方針等に関する患者からの相談にてについては誠実に対応する。

第7条

本指針は必要に応じて改正するとともに、研修などを通じて職員に通知する。